

建設リサイクル法による届出等について

小樽市建設部建築指導課

1. 工事の届出書

発注者は、工事着手の7日前までに、小樽市に『**届出書**』を提出しなければなりません。
このほかに、工事着手の前日までに、『**建築物除却届**』の届け出が必要な場合があります。
(* 床面積が10㎡を超える除却の場合。ただし、除却後、直ちに再建築する場合は除く。)

2. 対象建設工事 (* 下表の規模以上が対象)

対象建設工事の種類	規模の基準
○ 建築物の解体	床面積の合計 80㎡
○ 建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡
○ 建築物の修繕・模様替 (リフォーム等)	請負代金の額 1億円
○ 建築物以外の工作物の工事 (土木工事等)	請負代金の額 500万円

* 請負代金の額には消費税を含む。

3. 『分別解体』及び『再資源化』の義務化

○ 『分別解体』及び『再資源化』が必要となる『**特定建設資材**』は、下表のとおりです。

① コンクリート
② コンクリート及び鉄から成る建設資材
③ 木材
④ アスファルト・コンクリート

- いわゆる『**ミンチ解体**』は、**禁止**されています。
- 『特定建設資材廃棄物』は、『**再資源化施設**』へ必ず搬入してください。
- **小樽市産業廃棄物最終処分場では、再資源化できる廃棄物は搬入できません。**
(* 詳しくは、事前に小樽市ごみ減量推進課に確認してください。)

4. 解体工事業者の登録制度・標識の掲示

- 解体工事を行う場合には、『**解体工事業者の登録**』又は、『**建設業の許可**』が必要です。
- 解体工事業者は、工事現場毎に必ず『**標識**』の掲示が必要です。

5. その他

○ **道路に足場等を設置する場合には、事前に道路の占用許可が必要です。**

- 《市道の場合》…小樽市建設部用地管理課 用地管理グループ
- 《道道の場合》…北海道後志総合振興局 事業室事業課
- 《国道の場合》…小樽開発建設部 小樽道路事務所

○ **建設リサイクル法には、罰則規定があります。**

(例)

罰則の対象	罰則 (~以下)
標識を掲示しなかった場合	10万円
対象工事を届け出ないで行った場合	20万円
登録を受けないで解体工事を行った場合	懲役1年、50万円

